

# 第53回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議【通常会議】

日時：令和2年4月13日（月）18:00～

場所：813会議室

【出席者】全本部員

トピック ・国・県の主な動き  
・その他

## 1 現状の報告と今後の対応

### ① 保健所

本日の検査 【検査件数】 5 件 → 〈検査結果〉陰性 5 件 陽性 0 件  
(明日の予定件数          件)

### ② 電話相談

〈主な内容等〉

(健康医療相談) 昨日〈最終〉 109 件 本日〈16時〉          件

(一般相談) 昨日〈最終〉 99 件 本日〈16時〉          件

(融資等相談) 4/10(金)の相談件数 46 件

(融資 8 件 セーフネット 37 件 その他 1 件)

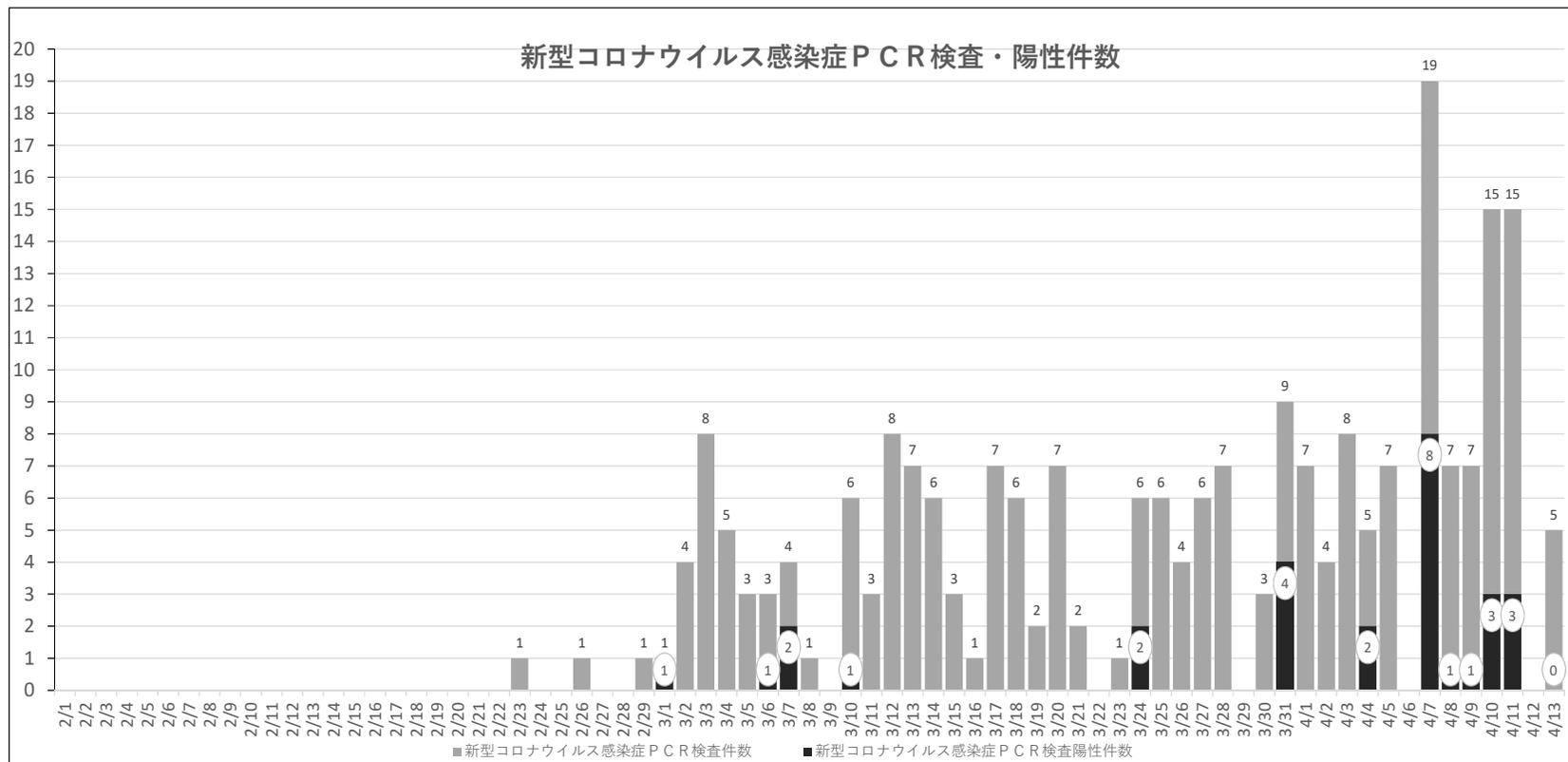
セーフネット等認定数 18 件

### ③ 児童・生徒対応

### ④ 経済対策

### ⑤ 広報

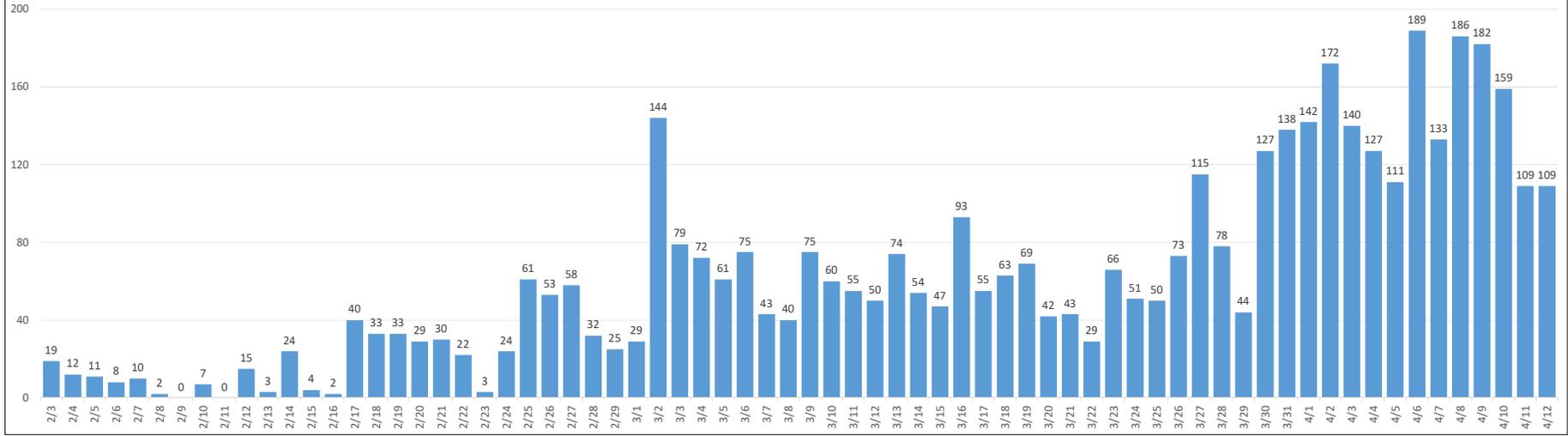
### ⑥ その他



検査件数累計	4/13 迄	231	陽性件数累計	4/13 迄	29
--------	--------	-----	--------	--------	----

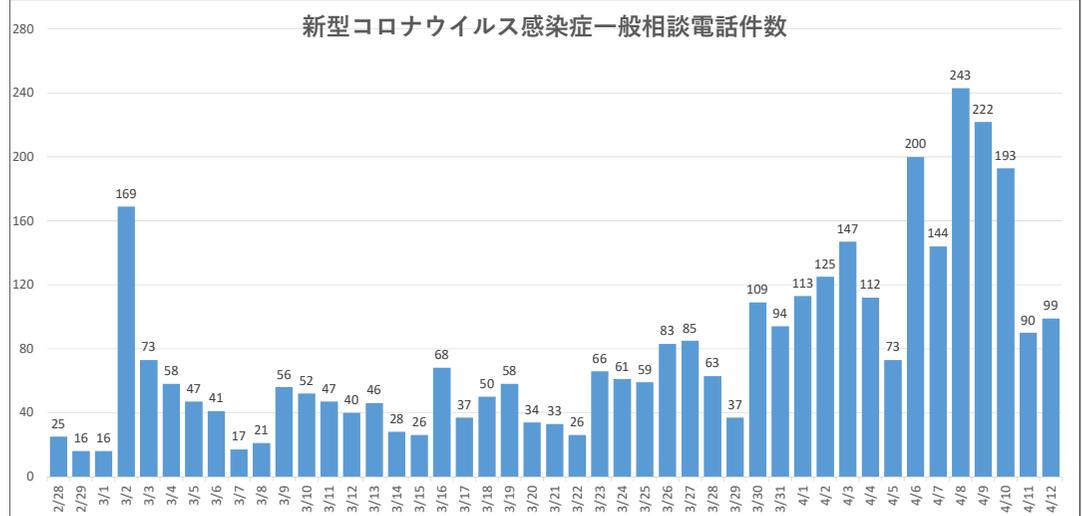
※西宮市保健所検査依頼分

新型コロナウイルス感染症保健所相談電話件数



累計	4/12 迄	4413
----	--------	------

新型コロナウイルス感染症一般相談電話件数



累計	4/12 迄	3502
----	--------	------

新型コロナウイルス感染症 融資等相談件数  
(4月10日 17時30分現在)

	相談件数				セーフティネット等 認定数
	融資相談	セーフティネット	その他	合計	
4月1日	8	25	0	33	12
4月2日	5	33	2	40	20
4月3日	8	26	7	41	13
4月4日					
4月5日					
4月6日	3	42	4	49	19
4月7日	2	37	2	41	23
4月8日	12	32	5	49	18
4月9日	5	39	8	52	22
4月10日	8	37	1	46	18
4月11日					
4月12日					
4月13日				0	
4月14日				0	
4月15日				0	
4月16日				0	
4月17日				0	
4月18日					
4月19日					
4月20日				0	
4月21日				0	
4月22日				0	
4月23日				0	
4月24日				0	
4月25日				0	
4月26日				0	
4月27日				0	
4月28日				0	
4月29日					
4月30日				0	
合計	51	271	29	351	145

参考 (月別合計)

	相談件数				セーフティネット等 認定数
	融資相談	セーフティネット	その他	合計	
令和2年3月	59	455	38	552	213

(案)

18 : 00

令和 2 年 4 月 13 日

新型コロナウイルス感染症対策「緊急事態宣言発令」に伴う対応について

西宮市新型コロナウイルス感染症対策本部

国、兵庫県による新型コロナウイルス感染症対策「緊急事態宣言」発令を受け、本市においても当期間中は、感染拡大のさらなる防止に向けて、人と人との接触を極力避けることを目的として市民や事業者等に要請を行うとともに、市の業務体制についても下記の通り対応することとする。

1 「新型コロナウイルス感染症対策」等の優先実施

市役所の経営資源を新型コロナウイルス感染症対策や緊急経済対策等に優先的に配分するため、緊急性の低い業務については縮小または実施を見合わせる。

2 不要不急の外出のさらなる自粛

市役所及び支所・サービスセンター等への来庁を極力控えるよう市民・事業者に呼びかける。

3 在宅勤務等の要請

(1) 市内の経済団体、企業に対して、在宅勤務の一層の強化を要請する。

目標：出勤者最低 7 割減

(2) 市職員の在宅勤務等の強化

在宅勤務、時差勤務を強化するとともに、人と人との接触を減らすよう業務の見直しを行う。

(3) 来庁時間のお願い

市職員が時差勤務の体制をとっているため、市民には来庁はできる限り

**10時から16時の間**に済ませていただくよう依頼する。

通 達 第 2 号  
令和2年4月13日

所 属 長 様

副 市 長

緊急事態宣言発令下における職員の勤務体制について（通達）

令和2年4月7日、兵庫県を含む7都府県を対象に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令された。この状況を踏まえ、これ以上の感染拡大を防ぐためには、接触機会の低減に徹底的に取り組むことが必要である。ついては、下記のとおり、感染拡大防止に向け、全庁を挙げて取り組まれない。

記

**1. 業務の優先順位の整理**

各職場において、業務の優先順位を整理し、不急の業務については、可能な限り中止等を検討すること。また、市民や事業者等が、可能な限り来庁することなく手続きを済ませることができる方法を検討すること。

**2. 在宅勤務の推進**

新型コロナウイルス感染症対応業務や市民生活の維持に特に必要な業務（じんかい収集や保育等）、消防業務、医療関係業務を除き、原則として、班編成による交代制で在宅勤務を行うこととし、出勤する職員を極力減らすことを目標に、各職場において取組みを徹底されたい。

**3. 時差勤務の推進**

業務の性質上、やむを得ず出勤者が多くなる職場においては、職員の通勤時の混雑や職員同士の勤務時間の重複を避けるため、積極的に時差勤務を活用すること。

以上

## 施設の予約業務等の休止について（案）

令和2年4月13日  
市民局・教育委員会

### 1 方針

4月15日(水)から5月10日(日)まで、集会室等の利用休止に加え、一部施設において、予約受付業務を休止する。

### 2 対象施設 ※WEB申込が原則の施設等は対象外

市民館、共同利用施設、市民交流センター、  
公民館、芦乃湯会館・大黒会館、若竹生活文化会館、  
男女共同参画センターウエーブ

### 3 理由

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市の施設は、原則として3月3日から5月10日まで臨時休館とし、集会室等の使用休止の対応を取っている。

しかし、上記2の施設では、臨時休館中も、利用予約の受付や休館に伴う使用料の還付業務を継続しているため、一定の人の出入りが生じている。特に、予約開始日となる各月の初日は、中央公民館・ウエーブでは数十名が集まり抽選を行い、他館では先着順のため列ができる。

また、受付時に使用料を支払う必要がある施設では、休館期間が延長となるたびに使用料が還付となり、来館の必要が生じる。

この度、政府より「緊急事態宣言」が発出され、更なる感染症拡大防止の対応を求められることから、これらの施設の窓口における予約受付等の業務を休止する。

### 4 休止期間の延長

5月11日(月)以降も、開館の目途が立たない場合は、不要不急の外出を促すことにならないよう本件業務休止を継続する。